

令和2年4月9日

はーと工房利用者・ご家族  
施設関係者  
各位

地域活動支援センター はーと工房  
横浜市伊勢町 3-133-5 西区地域活動ホーム 3階  
045-262-4365  
運営委員長 相澤 清  
所長 西嶋 明子

## 緊急事態宣言を受けてはーと工房の利用について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。ごぞいます。

国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和2年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)」に基づく緊急事態宣言を発令しました。これにより緊急事態措置を行う区域の都道府県知事は社会福祉施設等に対し、当該施設の使用の制限等必要な措置を講ずるよう要請することが可能となりました。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部による「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針(令和2年4月7日)」では高齢者・障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関わる全ての関係者に事業継続を要請しています。

上記による要請に従い、はーと工房は事業継続を致しますが、厚生労働省より「十分な感染拡大防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要」との通知も来ております。

利用者・ご家族・職員を守る観点から、現在行っている感染拡大防止のための対策に加え、下記について令和2年4月10日から令和2年5月6日まで実施いたします。なお、状況により期間は伸びることがあります。何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

- 1、昼食提供・パソコン教室の中止
- 2、各作業室における利用者数調整の為、通所時間変更のお願い※個別にお声掛けします
- 3、予定曜日以外の通所の停止
- 4、ボランティア受け入れの中止

以上